

船橋市マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運営業務 プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

令和元年6月「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」、令和3年6月「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が国にて示され、船橋市民のマイナンバーカード保有率は令和7年度中に80%を超えることが予想される。

しかし、先に述べた国の方針で全ての国民がマイナンバーカードを所持することを目的としていること、また、健康保険証廃止に伴うマイナンバーカードの需要の増加に対応するため、船橋市内各施設にマイナンバーカードの申請等をサポートするための出張窓口の開設を予定している。本業務は当該業務に必要となる一連の業務を委託するものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

船橋市マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運営業務

(2) 業務場所

受託候補者において選定する船橋市内の施設等

(3) 業務内容

別紙「船橋市マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

効率的な実施会場の選定・調整・周辺地域や市内事業所等への広報活動等、類似業務の経験を必要とする業務であり、価格のみによる競争では所期の目的が達成できないおそれがある。

また、会場へ派遣するスタッフの研修などの専門的な技術・知識が必要となる。このため、プロポーザル方式により受託候補者の特定を行う。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

(1) プロポーザル方式の方法

公募型プロポーザル方式

(2) 理由

公告により参加事業者を募り、類似業務経験を有する事業者から広く提案を受けるため

5. スケジュール

1	公募開始	令和8年 1月14日 (水)
2	質問票の提出締切	令和8年 1月26日 (月)
3	質問票に対する回答	令和8年 1月28日 (水)
4	参加申込書の提出締切	令和8年 2月 2日 (月)
5	参加資格確認結果通知	令和8年 2月 4日 (水)
6	提案書の提出締切	令和8年 2月13日 (金)
7	プレゼンテーション	令和8年 3月 4日 (水)
8	審査結果通知	令和8年 3月 6日 (金)

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

6. 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の全てに該当する者とする。

- ①本市において業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないこと。
- ③参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④国又は地方公共団体において、過去5年以内に類似業務の受注実績があること。
- ⑤情報マネジメントシステム認定センターによるISMS認証 (ISMS-PIMS認証) 又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク認証を受けていること。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①参加資格を満たさなくなったとき。
- ②虚偽の説明又は報告をしたとき。

7. 参加申込方法

(1) 提出書類

- ①参加申込書 (第1号様式)
- ②実績一覧 (6 (1) ④)を示すもの。様式は任意だが、契約先、契約期間、契約内容の概要は必ず記載すること。)
- ③企業概要が確認できる書類 (パンフレット等)
- ④ISMS認証 (ISMS-PIMS認証) されていることがわかるもの又はプライバシーマーク認証の写し

(2) 提出方法

持参とする。

※事前に来庁日時を事務局に連絡すること。

(3) 提出先

船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市役所 1階 戸籍住民課

(4) 提出期限

令和8年2月2日（月）15時まで

(5) 参加資格の確認結果通知

申込をした全ての者に対し、令和8年2月4日（水）に参加資格の確認結果を通知する。

8. 提案限度額

26,237,838 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

※提案限度額のうち、広報に係る費用については、3,092,540円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

9. 評価方法及び評価基準

評価委員会が、提案金額等の提案内容を別紙「船橋市マイナンバーカード出張申請サポート等に係る企画・運営業務提案者評価基準（以下「評価基準」という。）」により評価し、最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託候補者として選定する。評価方法はプレゼンテーションでの審査により行う。ただし、提案者が3者を超える場合は書類選考による一次審査を行い、一次審査の上位3者のみ二次審査（プレゼンテーション）を行う。

10. 質問及び回答

(1) 質問方法

①質問は質問票（第2号様式）に記載のうえ、電子メールで行うこと。

（宛先）koseki@city.funabashi.lg.jp

（件名）プロポーザルに関する質問について（出張申請サポート）

②質問の受付期間は、令和8年1月26日（月）15時までとする。

(2) 質問への回答

質問に対する回答は、令和8年1月28日（水）に市ウェブサイトに掲載する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

11. 提案方法

(1) 提出書類

次の書類を1冊に編冊し、11部提出すること。（正本1部、副本10部）

①提案書

※仕様書及び評価基準に基づいた構成とすること。

※様式は任意だが、サイズはA4とし、A3用紙を用いる場合は折り込んでサイズを合わせること。

※ページ数は上限30ページ以内に収めること。

②見積書（第3号様式）

※正本1部のみ押印すること。

③実績一覧

※様式は任意だが、契約先、契約期間、契約内容の概要は必ず記載すること。

（2）提出方法

持参とする。

※事前に来庁日時を事務局に連絡すること。

※提出書類の返却、差替え、再提出は一切できない。

（3）提出先

船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市役所 1階 戸籍住民課

（4）提出期限

令和8年2月13日（金）15時まで

（5）プレゼンテーション

提案者（一次審査が行われた場合は一次審査通過者）は提案書に基づき、提案内容のプレゼンテーションを行うこと。一次審査の結果及びプレゼンテーションについての詳細は別途個別に通知する。

12. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、令和8年2月13日（金）15時までに、辞退届（第4号様式）を提出すること。

13. 結果通知

本プロポーザルの結果は、全ての提案者に対し個別に通知する。

審査の経緯及び内容については、いかなる問い合わせにも応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

14. 結果の公表事項及び方法

（1）本プロポーザルの結果の公表事項は、提案者名（提案者が2者の場合は受託候補者名のみ）、評価項目、点数配分及び採点結果（大項目の点数及び合計点数）とし、受託候補者以外の提案者と採点結果は対応させない。

（2）公表は、市ウェブサイトで行う。

1 5. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに関し、提案者側に生ずる費用については、全て提案者の負担とする。
- (2) 受託候補者の特定後、市と受託候補者が協議のうえ、本業務の仕様書を確定し、受託候補者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 参加者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適當でないと認められる場合には、受託候補者を特定しないことがある。
- (4) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る業務については、当該業務に関する令和8年度予算が成立しない場合は、実施しない。

また、このことに伴い、参加業者及び受託候補者に損害が生じた場合にあっても、市はその損害を一切負担しない。

1 6. 事務局

船橋市市民生活部戸籍住民課

担当 土屋・山口

電話番号 047-436-2272

FAX 047-436-2274

E-mail koseki@city.funabashi.lg.jp

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、令和8年1月14日から施行する。
(要領の失効)
- 2 この要領は、令和8年4月1日をもって、その効力を失う。